

食安輸発第0330001号
平成19年 3 月 3 0 日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記について、平成19年度においては、下記のとおり実施することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

1 実施期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

2 検査命令の対象及びその内容

別表1に定める製品検査の対象食品等については、全輸入届出に対して、同表の検査の項目を同表に定める内容に従い、登録検査機関の検査を受けるよう命ずること。

3 その他

本通知により示した検査命令の対象食品等以外のものであって、輸入届出の審査の際に検査を命ずる必要があると判断された場合にあっては、別途、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室あて照会すること。

別表1

平成19年3月30日 最終改正

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
全輸出国	フグ	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。	魚種鑑別	—	フグの種類の鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
	すじこ		亜硝酸根	別表4によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	成分規格(0.005g/kg)又は使用基準(残存量として0.0050g/kg)を超える亜硝酸根が検出されるおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ		アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり1kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注)	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ		アフラトキシン	別表3によること。 ただし中国産ハトムギについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり1kg採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注)	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ミックススパイス	落花生、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギのいずれか又はその合計の含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	シアン化合物含有豆類		シアン化合物	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生労働省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)		シアン化合物	別表2の3によること。	平成14年11月21日付け食基発第1121002号及び食監発第1121002号別添「タビオカでん粉中のシアン化合物試験法」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	乾燥いちじく		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
イタリア	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ゴルゴンゾーラチーズ (ソフト及びセミソフトタイプに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	オリーブ加工品	別途指示する製造者で製造され、密閉されたものに限る。	水分活性 水素イオン濃度 ボツリヌス毒素 ボツリヌス菌 (ボツリヌス毒素及びボツリヌス菌については、水分活性が0.94を超え、かつ水素イオン濃度が4.6を超えるものに限る。)	平成10年8月26日付け衛食第83号別表によること。	平成10年8月26日付け衛食第83号別添2によること。	製品検査の対象食品等に示すオリーブ加工品からボツリヌス毒素が検出されるおそれがあるため。
	葉タマネギ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
イラン	殻無しピスタチオナッツ	加工品を除く。	ピリミホスメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるピリミホスメチルが検出されるおそれがあるため。
インド	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示す検査機関が発行したニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン)に係る証明書が添付されているものを除く。	ニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ニトロフラン類が残留しているおそれがあるため。
インドネシア	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		オキシテトラサイクリン テトラサイクリン ニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン、1-アミノヒダントイン)	別表2の4によること。	オキシテトラサイクリン及びテトラサイクリン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ニトロフラン類： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ、テトラサイクリンが残留しているおそれ及びニトロフラン類が残留しているおそれがあるため。
	ターメリック及びその加工品 (ターメリックを主要原料とするものに限る。)	ミックススパイスにあつては含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
エクアドル	バナナ	別途指示するブランドの特定農場で生産されたものに限る。	ビテルタノール	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるビテルタノールが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D シベルメトリン ジウロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-D、基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリン及び基準値(0.02ppm)を超えるジウロンが検出されるおそれがあるため。
オーストラリア	とうもろこし (甘味種を除く。)		アフラトキシン	別表3によること。 ただし、コンテナ等によるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ等内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」又は平成18年7月13日付け食安監発第0713001号「トウモロコシ中のアフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	菜種	別途指示する輸出業者から輸出されたものに限る。	フェニトロチオン	(1) 容器包装に入れられたものについては、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号別表2の3によること。 (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ① ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体とする。 ② サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、任意の1サイロ等において、搬入する直前に適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。 ③ コンテナにバルク形態で輸入される食品については、1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフェニトロチオンが検出されるおそれがあるため。
オランダ	セルリアック及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ガーナ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス ピリミホスメチル エンドスルファン フェンバレーレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、基準値(0.05ppm)を超えるピリミホスメチルが検出されるおそれ、基準値(0.1ppm)を超えるエンドスルファンが検出されるおそれ及び基準値(0.01ppm)を超えるフェンバレーレートが検出されるおそれがあるため。
韓国	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	活鰻	別途指示す韓国政府が発行したオキシソニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシソニック酸	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるオキシソニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工業者及び輸出業者であって、かつ別途指示す韓国政府が発行したオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンに係る証明書が添付されているものを除く。	オキシテトラサイクリン エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ及び基準値(0.1ppm)を超えるエンロフロキサシンが検出されるおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	別途指示す韓国政府が発行した原産地証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒	別表2の3によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	冷凍むき身アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	黄色5号 赤色102号 コチニール クチナシ黄色素 モナスカス色素	別表2の1によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」、平成7年9月27日付け衛乳第190号中の「韓国産冷凍むき身アカガイのコチニール色素の検査法」及び「衛生試験法・注解(日本薬学会編)」によること。	着色料が検出されるおそれがあるため。
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	きゅうり及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者により輸出されたものを除く。	ジクロルボス及びナレド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるジクロルボス及びナレドが検出されるおそれがあるため。
	青とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
韓国	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出されたものであって、かつ別途示す韓国政府が発行した残留農薬に係る証明書が添付されているものを除く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	せり及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	パプリカ(ジャンボピーマン)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録輸出業者から輸出されたものを除く。	エトプロホス及びクロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホス及び基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	ニラ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	わけぎ(学名 <i>Allium wakegi</i>)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロシミドン クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(5ppm)を超えるプロシミドン及び基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	エゴマ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ピフェントリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるピフェントリンが検出されるおそれがあるため。
	カキチシャ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロシミドン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(5ppm)を超えるプロシミドンが検出されるおそれがあるため。
	レタス(チシャを含む)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジメトモルフ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.3ppm)を超えるジメトモルフが検出されるおそれがあるため。
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	—	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)		麻痺性貝毒	別表2の14によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カンボジア	バジルシード		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
ギリシャ	ピスタチオナッツ加工品 (ピスタチオナッツを主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
スイス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
スペイン	食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	西洋トコブシ		麻痺性貝毒	1トン未満のロットについては、5検体、1トン以上のロットについては、10検体採取すること。ただし、開梱数は別表2の4によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	野いちご	加工品を除く。	エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。
タイ	鶏の脂肪	別途示すタイ政府が発行した有機塩素系農薬に係る証明書が添付されているものを除く。	DDT、ディルドリン、ヘプタクロル	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(2ppm)を超えるDDT、基準値(0.2ppm)を超えるディルドリン、基準値(0.2ppm)を超えるヘプタクロルが検出されるおそれがあるため。
	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する加工場から輸入されるものを除く。	オキシソリニック酸	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるオキシソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	キンツァイ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ディル及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	ケール及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
タイ	コラード及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シペルメトリン フェンバレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(5.0ppm)を超えるシペルメトリン及び基準値(1.0ppm)を超えるフェンバレートが検出されるおそれがあるため。
	コリアンダー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル フェノブカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるパラチオンメチル及び基準値(0.3ppm)を超えるフェノブカルブが検出されるおそれがあるため。
	アカシア及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	シンクサ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	大葉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェニトロチオン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるフェニトロチオンが検出されるおそれがあるため。
	ヒメボウキ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェノブカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.3ppm)を超えるフェノブカルブが検出されるおそれがあるため。
	未成熟えんどう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	ウスイエンドウと総称されるものに限る。	シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	ペパーミント及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	Puk-Prew及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	ツボクサ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	PAK PED及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
タイ	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものであって、かつ登録輸業者から輸出されたものを除く。	クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸業者から輸出されたものを除く。	プロピコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ニオイタコノキ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	バジルシード		アフラトキシン	1ロットを8分割した後、各分割について別表3によること。(注)	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	シカクマメ (簡易な加工に限る。)		EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	ミズオジギソウ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
台湾	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	ローヤルゼリー (乾燥したものを含む。)		クロラムフェニコール	別表2の6によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途示す台湾行政院農業委員会漁業署が発行した輸出証明書が添付されているもの除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	鰻及び日焼き鰻: 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。 蒲焼き鰻: 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品		ニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン、3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドン)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ニトロフラン類が残留しているおそれがあるため。
	スポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルテトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロルテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
台湾	切り身のセラビア(イズミダイ) (スモーク品(薫製品)と称しているものを含む。)	現場検査において、鮮紅色を呈することが確認されたものに限る。ただし、平成10年1月16日付け衛乳第6号及び衛化第1号に基づき一酸化炭素による処理をされていないと判断されたものを除く。	一酸化炭素	別表2の2によること。	平成7年1月30日付け衛乳第10号及び衛化第7号中の「鮮魚中の一酸化炭素分析法」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるため。
	やいととはた及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		マラカイトグリーン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーンが残留しているおそれがあるため。
	オオヒラタケ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	セロリ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	タロイモ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	ニラ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	DAY LILY(ユリ科キスゲ属)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	シフルトリン シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるシフルトリン及び基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	ウーロン茶及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロモプロピレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるプロモプロピレートが検出されるおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の13によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	鶏肉		スルファキノキサリン	別表2の8によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるスルファキノキサリンが検出されるおそれがあるため。
	ローヤルゼリー (乾燥したものを含む。)		クロラムフェニコール	別表2の6によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものであって、別途指示す中国政府が発行したオキシソリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシソリニック酸	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるオキシソリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。 ただし、別途指示するものについては、別表2の7によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻加工品 (白焼き、蒲焼き及び肝加工品に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の7によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるエンロフロキサシンが検出されるおそれがあるため。
	鰻	広東省及び上海市の養殖場で養殖された鰻に限る。	エンドスルファン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」及び平成18年8月8日付け食安発第0808002号「畜水産食品に残留する農薬エンドスルファンの試験法について」によること。	基準値(0.004ppm)を超えるエンドスルファンが検出されるおそれがあるため。
	鰻及びその加工品		マラカイトグリーン ニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーン及びニトロフラン類が残留しているおそれがあるため。
	鰻加工品 (冷凍食品白焼き及び蒲焼きに限る。)		成分規格 (生菌数、大腸菌群)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	冷凍食品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン テトラサイクリン	別表2の7によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	フナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるエンロフロキサシンが検出されるおそれがあるため。
	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン シプロフロキサシン	別表2の4によること。	エンロフロキサシン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 シプロフロキサシン： 平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添「鰻に対するエンロフロキサシンの分析法について」によること。ただし、当該分析法の抽出溶媒をアセトニトリル：メタノール＝4：1に変更し、定量下限値は当該分析法通知と同様とすること。	基準値(0.1ppm)を超えるエンロフロキサシンが検出されるおそれ及びシプロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別表2の14に、下痢性貝毒については別表2の15によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」及び昭和56年5月19日付け環乳第37号「下痢性貝毒の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒：4MU/g、下痢性貝毒：0.05MU/g)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	しじみ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルテトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロルテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	タウナギ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン シプロフロキサシン	別表2の4によること。	エンロフロキサシン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 シプロフロキサシン： 平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添「鰻に対するエンロフロキサシンの分析法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるエンロフロキサシンが検出されるおそれ及びシプロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	ケツギョ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		マラカイトグリーン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーンが残留しているおそれがあるため。
	養殖フグ	別途指示する輸出者により輸出されたものに限る。	ニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ニトロフラン類が残留しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	大粒落花生		ダミノジット アセトクロール BHC	別表2の3によること。	ダミノジット： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 アセトクロール及びBHC： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	ダミノジット(基準値:不検出)が検出されるおそれ、基準値(0.01ppm)を超えるアセトクロール及び基準値(0.01ppm)を超えるBHCが検出されるおそれがあるため。
	白キクラゲ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	しいたけ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェンプロパトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフェンプロパトリンが検出されるおそれがあるため。
	まつたけ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アセトクロール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセトクロールが検出されるおそれがあるため。
	未成熟えんどう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	さや用種及びスナップエンドウと総称されるものに限る。	シペルメトリン クロルピリホス フルシラゾール インプロチオラン ジメトモルフ	シペルメトリンについては別表2の11に、クロルピリホス、フルシラゾール、インプロチオラン及びジメトモルフについては別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるシペルメトリン、基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(0.01ppm)を超えるフルシラゾール、基準値(0.01ppm)を超えるインプロチオラン及び基準値(0.01ppm)を超えるジメトモルフが検出されるおそれがあるため。
	ケール及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	サイシン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェンバレーレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるフェンバレーレートが検出されるおそれがあるため。
	パクチョイ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	ニラ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の12に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	平成17年8月10日付け食安輸発第0810003号の別添1に示した加工企業の冷凍ほうれんそうに限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の11に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	生鮮ほうれんそう	別途指示する業者により生産及び輸出し、かつ別途示す中国政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものに限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の8に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	セロリ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	しゅんぎく及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	レイシ(ライチ)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	生鮮レイシ(ライチ)については、別途示す中国政府が発行したメタミドホスに係る検査証明書及び加工工程書が添付されているものを除く。	メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	キャベツ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	千切り、乱切り等の細切したもの及び加工品は、別表2の3によることとし、それ以外のものは別表2の16によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	そば(粉を含む。)		メタミドホス	別表2の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 また、検体の調整については、平成18年12月25日付け食安基発第1225002号に留意すること。	基準値(0.01ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
			アフラトキシン	別表3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	ウーロン茶及びその加工品（簡易な加工に限る。）		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
	にんにくの茎及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ピリメタニル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるピリメタニルが検出されるおそれがあるため。
	ねぎ(わけぎを含む。)及びその加工品（簡易な加工に限る。）		テブフェノジド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェノジドが検出されるおそれがあるため。
	きくらげ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロルピリホス ピフェントリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ及び基準値(0.05ppm)を超えるピフェントリンが検出されるおそれがあるため。
	シソ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ヘキサフルムロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるヘキサフルムロンが検出されるおそれがあるため。
	しょうが及びその加工品（簡易な加工に限る。）		BHC	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるBHCが検出されるおそれがあるため。
	食品（未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。）	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の13によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
チリ	養殖さけ・ます及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途示すチリ政府が発行したオキシテトラサイクリンに係る証明書が添付されているものを除く。	オキシテトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれがあるため。
デンマーク	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するデンマーク政府による輸出用ナチュラルチーズの承認工場で製造されたものを除く。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
トルコ	ヘーゼルナッツ		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
ニュージーランド	グリーンアスパラガス及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮アスパラガスを除く。	ジクロロボス及びナレド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるジクロロボス及びナレドが検出されるおそれがあるため。
パラグアイ	小粒落花生及びその加工品（簡易な加工に限る。）		シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
フィリピン	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	バナナ	別途指示する農場で生産されたものに限る。	ピテルタノール	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるピテルタノールが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
フィリピン	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すフィリピン政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出業者から輸出されたものを除く。	クロルピリホス シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ及び基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	アスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。
ブラジル	生鮮コーヒー豆	別途示す検査機関が発行したジクロルボスに係る証明書が添付されているものを除く。	ジクロルボス及びナレド	別表2の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるジクロルボス及びナレドが検出されるおそれがあるため。
	鶏肉	KAEFER AVICULTURA LTDA.(SIF:1672)で処理されたものに限る。	エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるエンロフロキサシンが検出されるおそれがあるため。
	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」又は平成18年7月13日付け食安監発第0713001号「トウモロコシ中のアフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	リステリアに関する政府機関の証明書が添付されているものを除く。 ただし、別途指示するものを除く。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	鶏肉	別途指示する処理場で処理されたものに限る。	スルファキノキサリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるスルファキノキサリンが検出されるおそれがあるため。
	ウサギ肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)		スルファジメトキシ	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるスルファジメトキシが検出されるおそれがあるため。
	レンズ豆		デルタメトリン及びトラロメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるデルタメトリンが検出されるおそれがあるため。
米国	牛肉加工品	別途指示する製造者で製造された挽肉に限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表2の4によること。	平成18年11月2日付け食安監発第1102006号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
米国	牛肉調整品及び豚肉調整品	別途指示する製造者でテンダライズ処理されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表2の4によること。	平成18年11月2日付け食安監発第1102006号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。
	レモン	別途指示するブランドに限る。	オルトフェニルフェノール	別表2の4によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	基準値(0.010g/kg)を超えるオルトフェニルフェノールが検出されるおそれがあるため。
	アーティチョーク及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.20ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ペルメリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(2.0ppm)を超えるペルメリンが検出されるおそれがあるため。
	生鮮パパイア	別途示すハワイ州政府が発行した分別管理に係る証明書が添付されているものを除く。	遺伝子組換え	平成13年3月27日付け食発第110号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	平成13年3月27日付け食発第110号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	安全性未審査の遺伝子組換えパパイア55-1が検出されるおそれがあるため。
	とうもろこし (爆裂種に限る。)		ピリミホスメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるピリミホスメチルが検出されるおそれがあるため。
	アーモンド加工品 (アーモンドを主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁		パツリン	別表5によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.050ppm)を超えるパツリンが検出されるおそれがあるため。
	パセリ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
米国	とうもろこし (甘味種を除く。)		アフラトキシン	(1) 容器包装に入れられたものについては、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号別表3によること。 (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ① ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15カ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。 ② サイロ又はハシケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体とする。 ③ コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15カ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」又は平成18年7月13日付け食安監発第0713001号「トウモロコシ中のアフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
ベトナム	もろこし(とうりゃん等)及びその加工品(もろこし(とうりゃん等)を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
	ゴマの種子及びその加工品(ゴマの種子を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)		インドキサカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるインドキサカルブが検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品		ニトロフラン類(3-アミノ-2-オキサゾリドン)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ニトロフラン類が残留しているおそれがあるため。

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ベトナム	イカ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロラムフェニコール ニトロフラン類（3-アミノ-2-オキサゾリドン）	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコール及びニトロフラン類が残留しているおそれがあるため。
	食品（未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。）	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の13によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
ベネズエラ	カカオ豆		アフラトキシン	別表3によること。 ただし、コンテナによるパルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
ベルギー	セルリアック及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
南アフリカ	グレープフルーツ	別途指示する輸出者から輸出されたものに限る。 ただし、別途指示する南アフリカ政府が発行した残留農薬に係る証明書が添付されているものを除く。	イマザリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.0050g/kg）を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
	りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）及び原料用りんご果汁		パツリン	別表5によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値（0.050ppm）を超えるパツリンが検出されるおそれがあるため。
ラオス	オオバコエンドロ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。

（注）各検体についてアフラトキシンの検査を実施し、1検体でも陽性の検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。

別 表 2

	ロ ッ ト の 大 き さ (N)	検 体 採 取 の た め の 開 梱 数 (n)	検 体 採 取 量 (k g)	検 体 数 *
1	≧ 1	1	0 . 5	1
2	≧ 50	2	0 . 5	1
	51 ~ 500	3	0 . 5	1
	501 ~ 3,200	5	0 . 5	1
	≧ 3,201	8	0 . 5	1
3	≧ 50	3	1	1
	51 ~ 150	5	1	1
	151 ~ 500	8	1	1
	501 ~ 3,200	1 3	1	1
	3,201 ~ 35,000	2 0	1	1
	≧ 35,001	3 2	1	1
4	≧ 150	3	1	1
	151 ~ 1,200	5	1	1
	≧ 1,201	8	1	1
5	≧ 50	6 (3 × 2)	2 (1 × 2)	2
	51 ~ 150	1 0 (5 × 2)	2 (1 × 2)	2
	151 ~ 500	1 6 (8 × 2)	2 (1 × 2)	2
	501 ~ 3,200	2 6 (1 3 × 2)	2 (1 × 2)	2
	3,201 ~ 35,000	4 0 (2 0 × 2)	2 (1 × 2)	2
	≧ 35,001	6 4 (3 2 × 2)	2 (1 × 2)	2
6	≧ 150	3	0 . 2	1
	151 ~ 1,200	5	0 . 2	1
	≧ 1,201	8	0 . 2	1
7	≧ 150	6 (3 × 2)	2 (1 × 2)	2
	151 ~ 1,200	1 0 (5 × 2)	2 (1 × 2)	2
	≧ 1,201	1 6 (8 × 2)	2 (1 × 2)	2
8	≧ 150	1 2 (3 × 4)	4 (1 × 4)	4
	151 ~ 1,200	2 0 (5 × 4)	4 (1 × 4)	4
	≧ 1,201	3 2 (8 × 4)	4 (1 × 4)	4
9	≧ 25	3	0 . 3	1
	26 ~ 150	5	0 . 3	1
	151 ~ 1,200	8	0 . 3	1
	≧ 1,201	1 3	0 . 3	1
1 0	≧ 50	1 2 (3 × 4)	4 (1 × 4)	4
	51 ~ 150	2 0 (5 × 4)	4 (1 × 4)	4
	151 ~ 500	3 2 (8 × 4)	4 (1 × 4)	4
	501 ~ 3,200	5 2 (1 3 × 4)	4 (1 × 4)	4
	3,201 ~ 35,000	8 0 (2 0 × 4)	4 (1 × 4)	4
	≧ 35,001	128 (3 2 × 4)	4 (1 × 4)	4
1 1	≧ 50	2 4 (3 × 8)	8 (1 × 8)	8
	51 ~ 150	4 0 (5 × 8)	8 (1 × 8)	8
	151 ~ 500	6 4 (8 × 8)	8 (1 × 8)	8
	501 ~ 3,200	104 (1 3 × 8)	8 (1 × 8)	8
	3,201 ~ 35,000	160 (2 0 × 8)	8 (1 × 8)	8
	≧ 35,001	256 (3 2 × 8)	8 (1 × 8)	8
1 2	≧ 50	4 8 (3 × 16)	16 (1 × 16)	16
	51 ~ 150	8 0 (5 × 16)	16 (1 × 16)	16
	151 ~ 500	128 (8 × 16)	16 (1 × 16)	16
	501 ~ 3,200	208 (1 3 × 16)	16 (1 × 16)	16
	3,201 ~ 35,000	320 (2 0 × 16)	16 (1 × 16)	16
	≧ 35,001	512 (3 2 × 16)	16 (1 × 16)	16
1 3	≧ 1	1	0 . 3	1
1 4	≧ 150	3	0 . 3	1
	151 ~ 1,200	5	0 . 3	1
	≧ 1,201	8	0 . 3	1
1 5	≧ 150	6 (3 × 2)	1 (0.5 × 2)	2
	151 ~ 1,200	1 0 (5 × 2)	1 (0.5 × 2)	2
	≧ 1,201	1 6 (8 × 2)	1 (0.5 × 2)	2
1 6	特 定 せ ず	特 定 せ ず	4 個をそれぞれ 4 等分し、おのおの から 1 等分を集め た も の	1

*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

別表 3

1 袋づめで内容量がおおむね20kg以上のもの

ロットの大きさ B a g 数 (N)	サンプル抽出のため の B a g 数 (n)	採 取 量 (k g)	検体数※
≤ 280	3 2	1 Kg (1 kg×1)	1
281 ~ 500	5 0		
501 ~ 1,200	8 0	2 Kg (1 kg×2)	2
1,201 ~ 3,200	1 3 0 (6 5 × 2)		
$\geq 3,201$	2 1 0 (7 0 × 3)	3 Kg (1 kg×3)	3

※複数の検体について、1 検体でも基準値を超える場合は違反とする。

2 缶入り又はカートン入りで内容量4.5kg以上のもの

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採 取 量 (g)	検体数※
≤ 50	2	500g (250×2)	1
51 ~ 500	4 (2 × 2)	1,000g (250×2) × 2	2
≥ 501	6 (2 × 3)	1,500g (250×2) × 3	3

※複数の検体について、1 検体でも基準値を超える場合は違反とする。

3 小型容器包装に入れられたもの（1又は2以外のもの）

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採 取 量	検体数※
≤ 50	2 (2 × 1)	1 サンプルの最小採取 単位は150gとし、150g 未満のものにあつては 必要量をあつめてこれ を1 サンプルとする。	1
51 ~ 500	3 (3 × 1)		
501 ~ 3,200	6 (3 × 2)		2
$\geq 3,201$	9 (3 × 3)		3

※複数の検体について、1 検体でも基準値を超える場合は違反とする。

別表 4

ロットの大きさ (N)	検体採取のため の開梱数 (n)	検 体 採 取 量 (g)	検体数 [*]
≤ 65	3	300g (100× 3)	3
66 ～ 180	4	400g (100× 4)	4
181 ～ 500	7	700g (100× 7)	7
501 ～ 800	10	1,000g (100×10)	10
801 ～ 1,300	14	1,400g (100×14)	14
1,301 ～ 3,200	21	2,100g (100×21)	21
3,201 ～ 8,000	36	3,600g (100×36)	36
$\geq 8,001$	52	5,200g (100×52)	52

^{*}複数の検体について、1 検体でも基準値を超える場合は違反とする。

別表 5

1 缶入り又はカートン入りで内容量4.5kg以上のもの

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採 取 量 (g)	検体数 [※]
≤ 50	2	500g (250×2)	1
51 ~ 500	4 (2×2)	1,000g (250×2) ×2	2
≥ 501	6 (2×3)	1,500g (250×2) ×3	3

※複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

2 小型容器包装に入れられたもの（1以外のもの）

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採 取 量	検体数 [※]
≤ 50	2 (2×1)	1 サンプルの最小採取 単位は150gとし、150g 未満のものにあつては 必要量をあつめてこれ を1 サンプルとする。	1
51 ~ 500	3 (3×1)		2
501 ~ 3,200	6 (3×2)		3
$\geq 3,201$	9 (3×3)		3

※複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

1. 解除品目

対象国・地域	対象食品	検査の項目	
タイ	リーチライムリーフ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	パラチオンメチル	
台湾	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	クロルピリホス	
中国	えだまめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	クロルピリホス	
	エリンギ及びその加工品	クロルピリホス	
	はちみつ及びその加工品	ストレプトマイシン	※
	ロイヤルゼリー (乾燥したものは除く。)	ストレプトマイシン	※
	チンゲンサイ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	フェンバレレート	※
ベネズエラ	カカオ豆	ジクロルボス 及びナレド	※

※モニタリング検査の検査率を引き上げて一定期間継続して実施

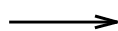
2. 試験法の変更

米国産牛肉加工品 (別途指示する製造者で製造された挽肉に限る。)、米国産牛肉調整品及び豚肉調整品 (別途指示する製造者でテンダライズ処理されたものに限る。) の腸管出血性大腸菌O157

旧

新

平成9年7月9日付け衛食第212号、衛乳第202号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157検査方法」によること。



平成18年11月2日付け食安監発第1102006号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法」によること。